

個別労働紛争解決制度の利用状況

－平成24年度の利用状況について－

岡山労働局では、平成24年度の「個別労働紛争解決制度」の利用状況をとりまとめた。その概要は次のとおりである。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況～平成24年度～

1. 総合労働相談件数	岡山局	13,979件	4.9%増
	(全 国)	1,067,210件	3.8%減)
2. 民事上の個別労働紛争相談件数	岡山局	3,227件	12.8%増
	(全 国)	254,719件	0.6%減)
3. 助言・指導申出件数	岡山局	105件	38.2%増
	(全 国)	10,363件	8.1%増)
4. あっせん申請受理件数	岡山局	81件	2.4%減
	(全 国)	6,047件	7.1%減)

【※上記増減率は、平成23年度実績と比較したもの。】

- 県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は13,979件(対前年657件増、4.9%増)
このうち87%が労働条件に関する相談となっている。
平成21年度より3年連続で減少していたが、4年ぶりに増加に転じた。
- 民事上の個別労働紛争に係る相談件数は3,227件(対前年366件増、12.8%増)
相談件数全体の23%を占めている。
パート・アルバイト、期間契約社員等の非正規労働者からの相談の割合は、全体の31.7%(1,022件)であった。
相談の内容は、いじめ・嫌がらせに関するものが制度発足以降増加し続けており、平成23・24年と2年連続で最多となった。その他、自己都合退職、退職勧奨に関する相談も多くなっている。
- 助言・指導制度の受付件数105件(対前年29件増、38.2%増)
前年と比べ大幅増となり、7年ぶりに100件台となった。
特に、いじめ・嫌がらせに関するものの増加が目立つ。
助言・指導を行ったもののうち72.1%が解決(一部解決を含む)している。

- あっせん受理件数は 81 件(対前年 2 件減、2.4%減)
紛争内容は、解雇に関するものが最も多く、これに退職勧奨、雇止め、自主退職を加えた労働契約の終了に関するものが半数を超えている。
また、いじめ・嫌がらせに関するものも多く寄せられている。
受理した申請の内、48.2%が何らかの合意解決に至っている。
あっせん申請があったもののうち 86.7%が 1 ヶ月以内に処理を終了している。

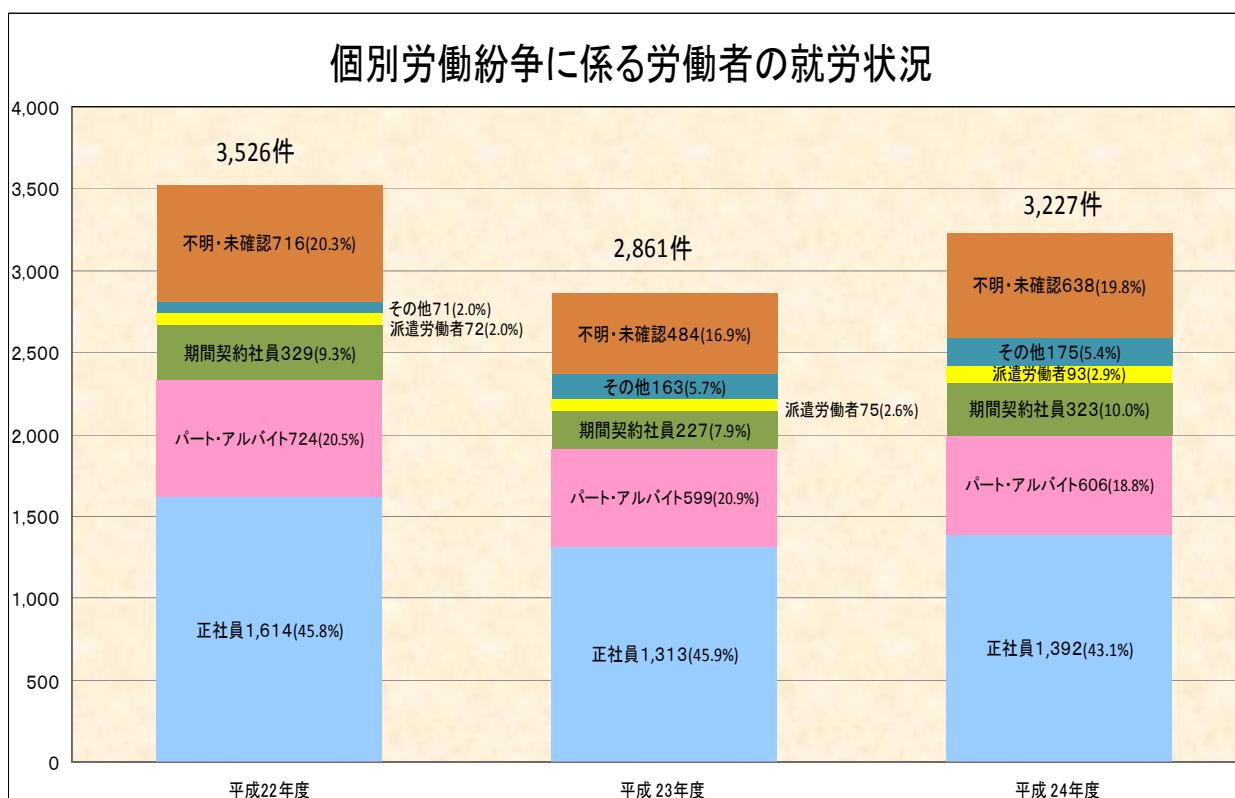
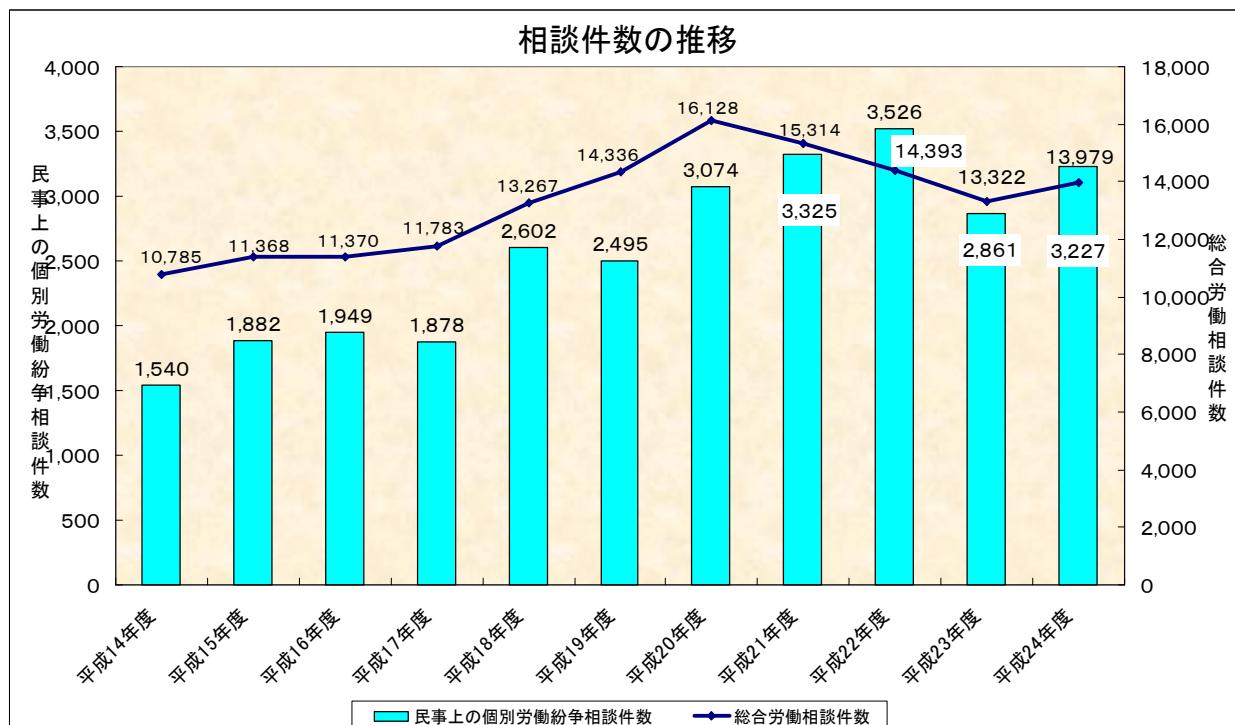
- ※ 「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委託して行う「あっせん」の 3 つの方法がある。
近年、個別労働紛争の内容は複雑・多様化しているなかで、当該制度は、平成 13 年 10 月の法律施行以降、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されている。

1. 相談受付状況

岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところである。

平成24年度に寄せられた相談は13,979件と平成23年度比で657件、4.9%増加した。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,227件であり、平成23年度比で366件、12.8%増加した。

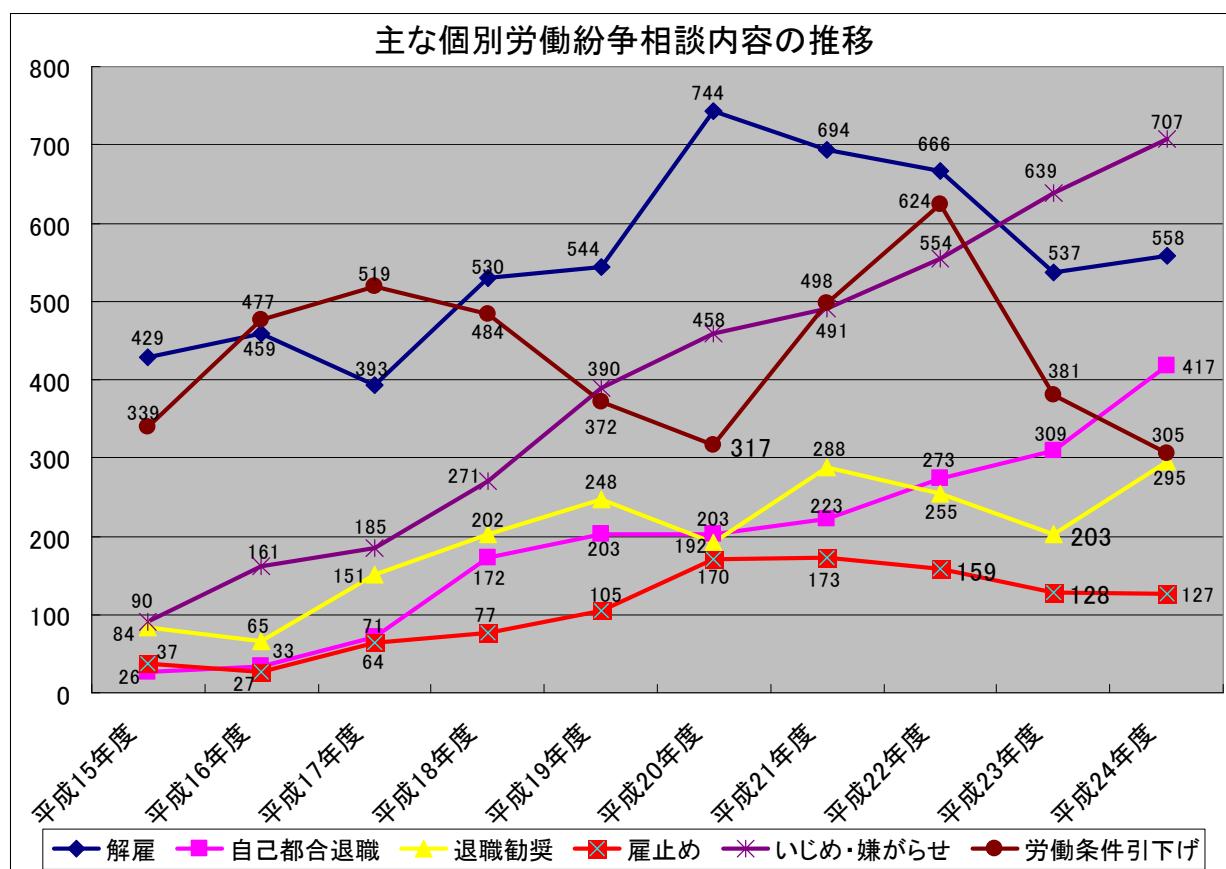
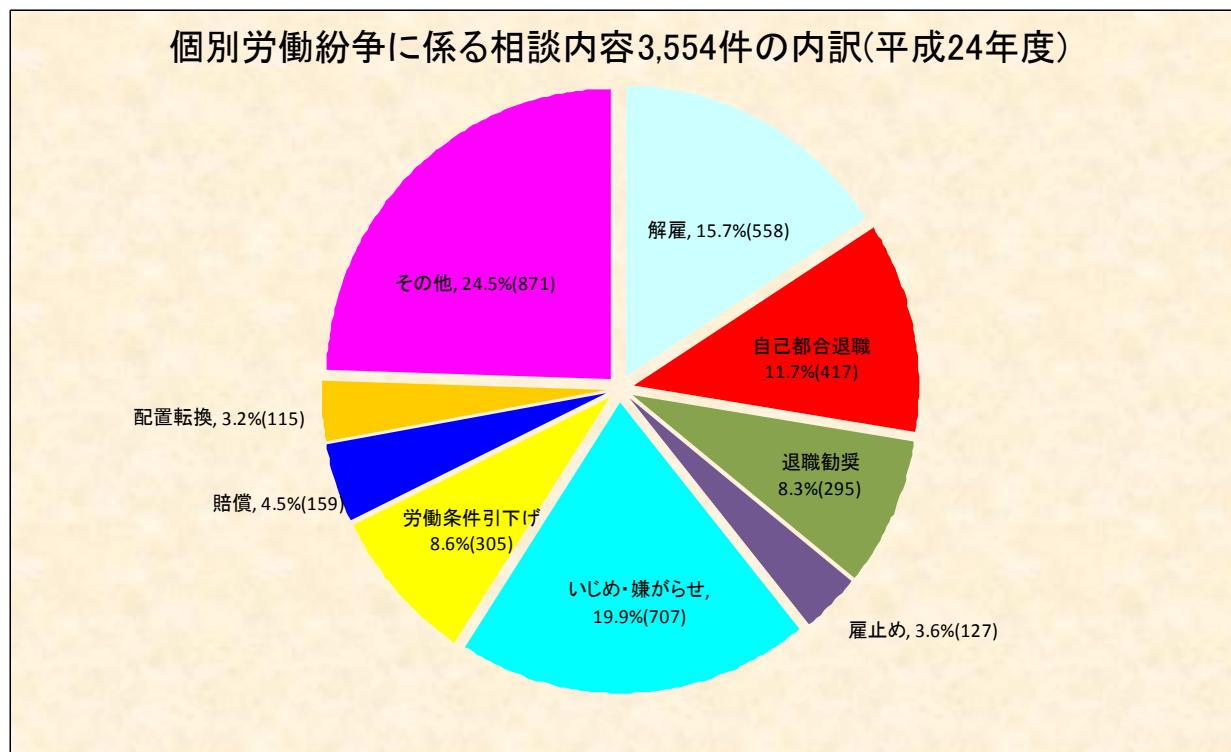


2. 個別労働紛争相談の状況

平成24年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに係る相談が最も多く全体の19.9%であり、次いで解雇(15.7%)、自己都合退職(11.7%)となっている。

解雇、自己都合退職、退職勧奨、雇止めといった労働契約の終了時に係る相談の割合は39.3%で、全体の3分の1強を占めている。

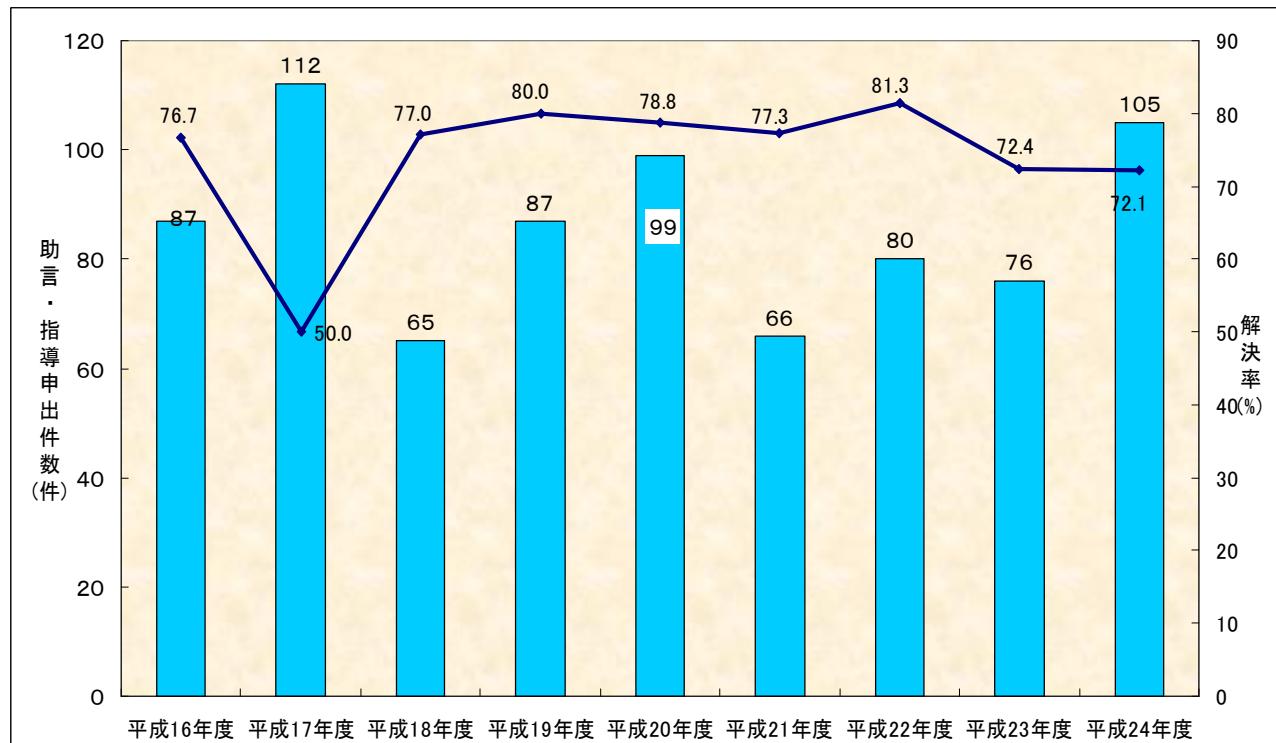
(個別労働紛争に係る相談の内訳)



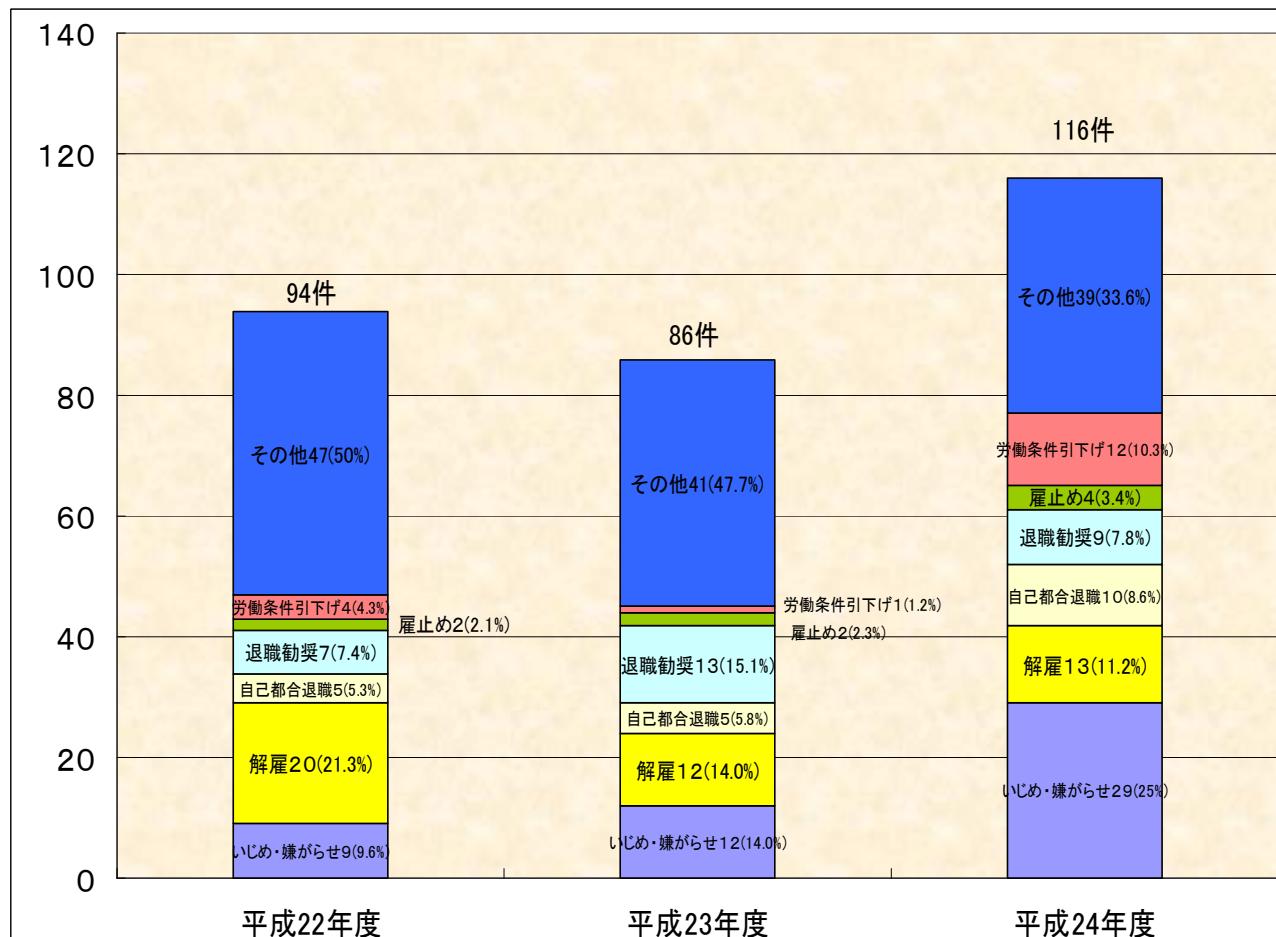
3. 個別労働紛争の解決状況

(1) 助言・指導

ア 助言・指導の申出件数と解決率の推移

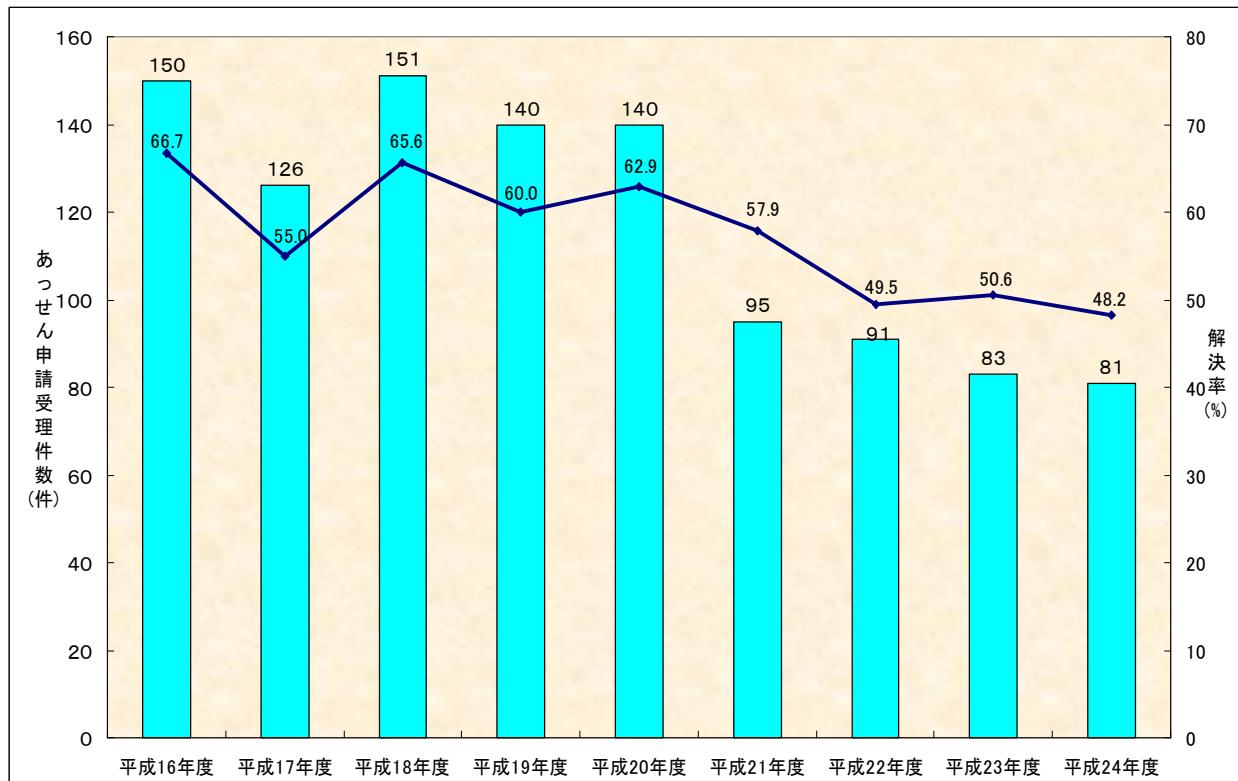


イ 助言・指導の申出を行った紛争内容



(2) あっせん

ア あっせんの受理件数と解決率の推移



イ あっせんを行った紛争内容

